

○文部科学省告示第七十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項及び第四項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月六日

文部科学大臣 平野 博文

<p>指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称</p>	<p>指定美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名</p>	<p>指定をした日</p>	<p>指定の有効期間</p>	<p>指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>	<p>指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間</p>
<p>自由の称賛</p>	<p>メニル・コレクション （代表者 ヨーゼフ・ヘルフェンシュタイン）</p>	<p>平成二十四年四月六日</p>	<p>平成二十四年十二月三十一日まで</p>	<p>「マックス・エルンストーフィギュア×スケープ」展 実行委員会 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目四番一号</p>	<p>横浜美術館 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目四番一号 平成二十四年四月七日から同年六月二十四日まで 愛知県美術館 愛知県名古屋市中区東桜一丁目十三番二号 平成二十四年七月十三日から同年九月九日まで 宇都宮美術館 栃木県宇都宮市長岡町千七十七番 平成二十四年十月二十八日から同年十二月十六日まで</p>
<p>二つの基本方位</p>	<p>ユークリッド</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>

大 ア ル ベ ル ト ウ ス	同 右
美 し き 女 庭 師 の 帰 還	同 右
	同 右
	同 右
	同 右
	同 右
	同 右